

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23530244

研究課題名(和文) 貨幣・中央銀行・国家の連関に関する理論的および学説史的研究

研究課題名(英文) Studies on the theory and the history of economic thought regarding the relationship among money, central bank and the state

研究代表者

大友 敏明 (OTOMO, TOSHIAKI)

立教大学・経済学部・教授

研究者番号：90194224

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、次の成果を得ることができた。1. J. スチュアートは土地担保発券銀行の業務を遂行するために担保である土地を流動化させる国家の制度的な保証と金融危機の際に国立銀行を設立し同銀行を保護することを指摘した。2. D. リカードウは国立銀行設立試案において発券業務と銀行業務の分離を主張し、貨幣発行益は本来国家に帰属し、国家が貨幣価値を保証すると述べた。3. H. ソーントン はイングランド銀行の独立性を指摘し、政府の基金制度の設立と議会の役割を述べた。

研究成果の概要(英文)：We could obtain the following results. 1. J. Stuart mentioned that the state would secure facilitating the melting down of property in order to carry on the business of banks of circulation upon mortgage. He also stated that the statesman would establish the national bank to protect them in case of financial crisis. 2. The reason why D. Ricardo separated the Bank's issuing operating from other banking operations is that seigniorage is a privilege which belongs exclusively to the state and that the state guarantees the value of money. 3. H. Thornton stated the grounds for the independence of the Bank of England and also pointed out the role of funding system and the parliament.

研究分野：経済学史

キーワード：貨幣 中央銀行 国家 信用

1. 研究開始当初の背景

本研究は、2006 年度から 2009 年度にかけて授与された科学研究費基盤研究 (C) の課題であったセントラルバンキングとフリーバンキングとのあいだの論争を通貨改革と銀行制度の改革の観点から分析した研究の後を受けて、国家の観点を導入してこの論争を再検討することを意図していた。本研究は、とくにイングランド銀行の背後に立つ政府が同行を国債の引き受け機関とする一方で、その見返りに銀行券の発行独占を同行に与え、さらに同行の発行する銀行券に法貨規定を付与した貨幣・信用論上の意義を解明することを課題としていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、18 世紀後半から 19 世紀中葉にかけてイギリスの貨幣・信用制度の確立過程において国家の果たす役割を考察することを課題とした。中央銀行を導出する従来の発券集中論は、複数発券銀行論から出発する。この研究は、複数発券銀行のなかからいかにして中央銀行が形成されるかを銀行券の単一化と単一準備制の成立に焦点を当てて考察してきた。しかし、従来の研究は国家の介入を無視してきた。その理由は、国家権力という外的な力の作用を導入しないで中央銀行を論理的に導出することを目指したからである。だが、イギリスの貨幣・信用制度の歴史をみた場合、政府は 1833 年に法貨規定を付与し、その後、44 年にピール銀行条例を成立させた。この政府による法貨規定の付与および発券独占の意味を考察する必要がある。しかも 33 年の法貨規定の付与のあとに 44 年のピール銀行条例がなぜ必要とされたのかも併せて説明しなければならない。つまり、ピール銀行条例を制定したことは少なくとも法貨規定の付与だけでは金本位制が完成しなかったことを意味する。この場合、金本位制が「完成する」とはどういう意味かを検討する必要がある。それは、法貨規定によって一国全体の価格の度量標準機能の確定性を保証することが金本位制の完成を意味するのか、それともイングランド銀行を発券部と銀行部に分離し銀行券の発行量を金準備に厳密に結び付けたことが金本位制の完成を意味するのかということである。

(2) 貨幣制度と国家の関連は、金融と財政との関連を問題にすることである。17 世紀から 18 世紀後半の固有の重商主義期は、戦費調達のための公信用が膨張した。そしてその公信用の膨張がイングランド銀行の信用膨張をひきおこしたという金融従属説が議会の内外で支配的であった。この見解を批判したのが、ヘンリー・ソートンとデイヴィッド・リカードウである。ソートンはイングランド銀行が政府から独立しているのは、政府の基金制度および議会への銀行券の数の公表であると述べた。これに対し、リカード

ウはイングランド銀行が政府に従属しているにもかかわらず、同時に同行が巨額の利潤および政府預金を得ていることを指摘した。これは公信用の膨張がイングランド銀行の信用膨張をひきおこしているという意味での単純な金融従属説の立場ではない。だが、リカードウはイングランド銀行が政府に従属していながらも、同時に巨額の利潤を得ていることは矛盾であると指摘し、それを解決するために、紙幣発行権を国家に委譲することを主張した。巨額の利潤がイングランド銀行の株主に配当されるのは、公共の立場からけっして望ましいことではなく、それは国家に帰属するのが妥当であると考えたからである。リカードウはこうした立場に立って紙幣の発行は国家が行なうべきであると主張し、国立銀行を設立し、国家が紙幣発行権をもつべきであると主張した。こうした見解は、古典派経済学が金融と財政との分離を主張し、中央銀行の独立性を主張したことを意味している。この中央銀行の独立性の根拠を解明することが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

J. スチュアート、H. ソートンおよび D. リカードウの貨幣信用論の研究のみならず、財政史研究を取り上げた。2012 年度には 1 年間、本務校でケンブリッジ大学経済学部での海外研究の機会を与えられ、同大学図書館で当該年代の貨幣信用論および財政史の資料を収集することができた。

本研究は、古典の研究のほかに、議会報告書、統計および証言などを利用した。

さらに海外の国際学会で報告の機会を得たことは、同じテーマで研究している研究者との交流を深め、多くの知見を得ることができた。

4. 研究成果

論文 1 編、共著書 1 編を発表し、また国際学会で 3 回報告し、国際研究セミナーで 1 回報告をした。

(1) 「 J. スチュアートにおける象徴貨幣と国家 」 『 立教経済学研究 』 65 巻 2 号、2011 年 10 月。この論文はスチュアートの銀行論の中心である土地担保発券銀行の銀行業務を促進するために国家が限嗣相続や信託相続を廃止し土地の流動化を図る制度を構築することを指摘した。国家が貸し手の債権の流動化を保証する制度が銀行業務の遂行にとって重要であるということである。

また 18 世紀中葉のスコットランドには複数発券制度が存在した。この制度は銀行券の相互交換によって銀行券の過剰発行を抑制するために作られたものである。しかし 1763 年の恐慌の際にはこの銀行券の相互交換が諸銀行のあいだで拒否された。そこからスチュアートが下級の銀行である「流通の銀行」から為替業者の信用、さらにはより信用力のある都市の銀行の銀行券、さらにはロンドン

宛の手形へと下級の銀行から上位の銀行へと信用力の低い銀行券から信用力の高い銀行券へと銀行券が上向する発券集中の論理を述べていることを本研究は指摘した。複数発券銀行制度から単一発券銀行制度を導出する「発券集中の論理」がステュアートの理論にはみられるのである。

さらに金融危機の際には、土地担保発券銀行を保護する国民的銀行(National Bank)を設立する意義を指摘した。国民的銀行は都市の銀行が準備不足に陥ったときに、「利子付きの譲渡証券」である国庫証券で支払いをする。国庫証券が貨幣の役割を果たすのである。こうしてステュアートは国家が国民的銀行の貸付債権を保護し、また国家信用が「流通の銀行」の発行する私的な債務証券である銀行券の代替貨幣となることを指摘した。国民的銀行は私企業であるが、その背後には国家の保証があるのである。

(2)「Ricardo's theory of central banking: The monetary system and the government」(ed., Y. Sato and S. Takenaga, *Ricardo on Money and Finance: A bicentenary reappraisal*, Routledge, 2013) この論文は、1811年の地金支払い案から1824年の『国立銀行設立試案』までのリカードウの貨幣改革案を検討した。

地金支払い案は国内の銀行券の兌換を停止し、もっぱら対外支払い準備にのみ兌換を制限した貨幣制度である。この制度では、国内の貨幣価値の安定は、兌換が停止されているから、兌換や金準備といった制度的な仕組みではなく、同行が地金の市場価格を金の鑄造価格と一致させるように銀行券の数量を管理することによって実現される。いいかえれば、この案はイングランド銀行が地金の価格を固定し金平価を維持し、地金の価格を監視しながら、徐々に銀行券の数量を増減することを目的としていた。

ところが、1816年の『経済的でしかも安定的な通貨』のなかでリカードウはイングランド銀行が獲得する巨額の利潤および政府預金に着目し、国家が巨額の利潤すなわち貨幣発行益を得ることが国民の税負担を軽減することになるという見解を示した。こうした見解は、1817年の『経済学原理』や24年の『国立銀行設立試案』にも継承され、国家が紙幣発行権をもつことが国民の利益になると主張した。

しかしながら、国家が紙幣発行権をもつことは国家が紙幣発行権を濫用する恐れも出てくる。この濫用を阻止するために『国立銀行設立試案』で考案されたのが、イングランド銀行の発券業務と銀行業務を分離させることであった。これは発券業務を銀行業務から独立させる案であり、国立銀行が発券業務だけに特化することで、政府への貸し付けをしないわけであるから、国立銀行は貨幣発行益を得ることができなくなる。かりに国債の売買で差益を得たとしてもそれは国家に帰

属することになる。こうして国立銀行は政府から独立して金融政策を実施することができると同時に、貨幣発行益は国家に帰属することになる。

さらにリカードウは地金支払い案では兌換ではなく、通貨の数量を管理することによって、貨幣価値を安定させることを強調していたが、『国立銀行設立試案』では、通貨数量の管理に加えて、正貨兌換を復活させた。この措置も国家が紙幣発行権を濫用するのを防止する方策である。国立銀行券を政府紙幣にしないためには、国家に国債と同じように支払い義務を負わせ、国家に貨幣価値を維持させる義務を負わせるのである。こうすれば国家が紙幣発行権を濫用することができなくなる。

(3) 国際学会での報告は、下記に記載しているので省略し、国際研究セミナーの報告について記す。

Toshiaki Otomo, Ricardo's Theory of Central Banking, International Ricardo Conference, Co-op Inn Kyoto, 16 March 2012.

このコンファレンスは日本で開催されたが、海外の多くのリカードウ研究者と交流し知見を得る機会があった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

大友敏明, 「J.ステュアートにおける象徴貨幣と国家」, 『立教経済学研究』, 査読なし, 65巻2号, 2011年10月, pp.139-167.

[学会発表](計 3 件)

Toshiaki Otomo, Henry Thornton on the Independence of the Central Bank, The 18th Annual Conference of the European Society for the History of Economic Thought(ESHET), University of Lausanne, Lausanne(Switzerland), 29 May 2014.

Toshiaki Otomo, Ricardo's Theory of Central Banking: Monetary System and the Government, The 44th Annual UK History of Economic Thought Conference, Keele University, Stoke-on-Trent(UK), 3 September 2012.

Toshiaki Otomo, Ricardo's theory of central banking, The 15th Annual Conference of the European Society for the History of Economic Thought(ESHET), Bogazici University, Istanbul(Turkey), 19 May 2011.

[図書](計 1 件)

Toshiaki Otomo, Ricardo's theory of central banking: The monetary system and the government (ed., Y. Sato and S. Takenaga,

Ricardo on Money and Finance: A bicentenary reappraisal, Routledge, 2013, pp.147-176.

〔産業財産権〕
出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大友 敏明 (OTOMO TOSHIAKI)
立教大学・経済学部・教授
研究者番号：90194224

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究

なし ()

研究者番号：

